

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成30年9月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800064 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800038 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、平成 19 年 9 月から平成 20 年 6 月までを 15 万円から 16 万円、同年 7 月から平成 21 年 8 月までを 15 万円から 18 万円にすることが必要である。

平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 5 月 1 日まで  
② 平成 19 年 5 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日まで

請求期間①及び②における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されているので、当該期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間②のうち、平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までの期間について、請求者が提出した給与明細書（平成 21 年 4 月以降は、給与支給明細書。以下「給与明細書」という。）及び給与振込が確認できる預金通帳の写し並びに B 事業所から提出された平成 20 年度年間集計表により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、当該標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成19年9月から平成21年8月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が提出した給与明細書等の資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年9月から平成20年6月までの期間を16万円、同年7月から平成21年8月までの期間を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨を回答しているが、平成19年9月から平成21年8月までの期間について、日本年金機構C事務センターは、平成19年9月及び平成20年9月の定時決定について、事業所から健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届が未提出であったため、保険者決定により従前の標準報酬月額で決定した旨を回答していることから、事業主は請求に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成19年9月1日から平成21年9月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、請求期間①並びに請求期間②のうち、平成19年5月から同年8月までの期間及び平成21年9月から平成22年6月までの期間については、前述の給与明細書等により、請求者の給与から控除されていた厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認又は推認されることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800080 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800039 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 9 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

平成 9 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成 9 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 8 年に A 社に入社した際、平成 9 年 7 月末日まで勤務した。請求期間当時の同社の給与明細書によると、請求期間の厚生年金保険料が控除されているが、年金記録に反映されていないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社から提出された給料台帳によると、請求者は、請求期間当時、同社において平成 8 年 3 月 15 日から平成 9 年 7 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

また、請求者から提出された給与明細書、上記給料台帳及び A 社の回答により、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、請求期間について請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否かについては不明だが厚生

年金保険料は納付した旨を回答しているところ、事業主が資格喪失年月日を平成9年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800071 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800040 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 25 年 8 月 1 日は 7 万円、同年 12 月 30 日は 20 万円、平成 26 年 8 月 1 日は 15 万円、同年 12 月 30 日は 20 万円、平成 27 年 8 月 3 日は 15 万円、同年 12 月 30 日は 20 万円に訂正することが必要である。

ただし、上記標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 8 月 1 日  
② 平成 25 年 12 月 30 日  
③ 平成 26 年 8 月 1 日  
④ 平成 26 年 12 月 30 日  
⑤ 平成 27 年 8 月 3 日  
⑥ 平成 27 年 12 月 30 日

A 社から、請求期間①から⑥まで（以下「請求期間」とする。）に係る賞与が支給されていたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正するとともに、年金額に反映されなくても賞与の支払事実在即した記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求者が提出した給与支給明細書及び A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、請求期間に係る賞与が 7 月分及び 12 月分の給与において「その他手当」として支給されていることが確認できる。

しかしながら、A 社は、当時は賞与としての認識がなく、給与の一部として支払っていたため、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除しておらず、届出を行っていない旨回答している上、上記給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、請求者の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致しており、上記賃金台帳に記載されている各月の社会保険料控除額は、請求者の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料並びに総支給額に見合う雇用保険料の合計

額と一致していることから、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができない。

このほか、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

2 一方、請求者は、請求期間について、年金額に反映しないとしても賞与の支払事実に基づいた標準賞与額への訂正を求めているところ、上記給与支給明細書により確認できる支給額から、請求者の標準賞与額を、請求期間①は7万円、請求期間②は20万円、請求期間③は15万円、請求期間④は20万円、請求期間⑤は15万円及び請求期間⑥は20万円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①から⑥までの訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800081 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800042 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 9 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、24 万円から 28 万円とすることが必要である。

平成 9 年 1 月から同年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 1 月から同年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日まで  
② 平成 11 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 平成 11 年 11 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日まで

請求期間①及び③の B 社（請求期間①当時は、A 社）並びに請求期間②の C 社に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①のうち平成 9 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者が提出した給料支払明細書及び源泉徴収票から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。



また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成9年1月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は請求期間当時の資料が残っておらず、請求者の平成9年1月1日から同年4月1日までの期間に係る届出及び保険料納付については不明であると回答しているが、上記給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち平成9年1月1日から同年4月1日までの期間を除いた期間並びに請求期間②及び③については、上記給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれより低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800084 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800003 号

## 第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 56 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月から昭和 56 年 2 月まで

私が大学在学中、母が B 郡 A 町（以下「旧 A 町」という。現在は、B 市 A 町）で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたが請求期間に係る納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、「私が大学在学中、母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張しているが、オンライン記録から、平成 22 年 3 月 16 日に請求者の国民年金被保険者種別変更（第 2 号被保険者から第 1 号被保険者）に係る手続が行われ、請求者は平成 21 年 11 月 1 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、i) 改製原戸籍の附票から、請求期間当時の請求者の住所地は旧 A 町であることが確認できるところ、同町が管理した「国民年金保険料納入明細書」には、請求者の母親及び兄の氏名及び納付記録は確認できるが、請求者の氏名及び納付記録は確認できないこと、ii) 請求者は、「私の国民年金被保険者記録は、A 町で発生した横領事件が原因で反映されていないのではないか。」と主張しているが、旧 A 町は、横領事件発生後、同町に在住したことのある全ての国民年金被保険者に、昭和 58 年 2 月 1 日付けの「国民年金の納付及び資格の通知について」を送付しており、請求者の母親及び兄に係る当該文書は確認できるが、請求者に係る当該文書は確認できないことから、請求者は請求期間に国民年金に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、それを行ったとする母親は既に死亡しており、請求期間当時の加入手続等

について知っているとする請求者の兄に聴取したが、具体的な状況は分からない旨を陳述しており、請求者の請求期間に係る加入手続等の状況を確認することができない。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構C広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査並びに同システムにより、請求期間始期前後の昭和53年1月から同年6月までの期間に請求者の住所地であったB郡A町において払い出された手帳記号番号の確認を行ったが、請求者の氏名は無く、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800063 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800037 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）C 出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 6 月 4 日から同年 12 月 1 日まで

請求期間については、A 社 C 出張所に正社員として入社し、D 職の業務に従事していたが、勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が請求期間より後の期間において勤務していた事業所から提出された、昭和 56 年 5 月 29 日付けで A 社 C 出張所が交付した請求者に係る「在職証明書」及び複数の同僚の回答から、請求者は、請求期間において、A 社 C 出張所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の在職証明書には、請求者は、臨時社員として勤務していた旨が記載され、給与の欄には「基本日給 4,000 円」と記載されていることが確認できるところ、B 社は、「当社の出張所に勤務する従業員は本社において採用し、本社で一括して厚生年金保険の加入手続を行っており、正社員は健康保険と厚生年金保険に加入させる扱いであったが、当社の保管する昭和 52 年から昭和 54 年までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同資格喪失届及び同報酬月額算定基礎届を確認しても、請求者の氏名は無く、そのほかに請求者に係る資料は無い。」旨を回答している上、請求期間当時の A 社 C 出張所の経理事務担当者は、「C 出張所では、臨時のアルバイトを採用しており、本社採用ではないので厚生年金保険に加入していない。」旨を回答及び陳述している。

また、請求者は、「給与は現金を手渡しで支給されていた。」旨を主張しているが、前述の事務担当者は、「正社員の給与は、本社から給与振込により支給されるが、臨時のアルバイトは、出張所から定額の日当を現金により手渡しで支給していたため、

厚生年金保険料を控除していない。」旨を回答している。

さらに、A社のオンライン記録において、厚生年金保険被保険者記録の確認できる者に照会を行い、C出張所に勤務していた旨の回答があった11名のうち、請求者を記憶する者は「請求者は、出張所に臨時採用されたアルバイトとして勤務しており、厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料も控除されていなかった。」旨を回答している上、同社のオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800072 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800041 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 8 月 1 日  
② 平成 25 年 12 月 30 日  
③ 平成 26 年 8 月 1 日  
④ 平成 26 年 12 月 30 日  
⑤ 平成 27 年 8 月 3 日  
⑥ 平成 27 年 12 月 30 日

A 社から、請求期間①から⑥まで（以下「請求期間」とする。）に係る賞与が支給されていたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した給与支給明細書及び A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、請求期間に係る賞与が 7 月分及び 12 月分の給与において「その他手当」として支給されていることが確認できる。

しかしながら、A 社は、当時は賞与としての認識がなく、給与の一部として支払っていたため、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除しておらず、届出を行っていない旨回答している上、上記給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、請求者の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致しており、上記賃金台帳に記載されている各月の社会保険料控除額は、請求者の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料並びに総支給額に見合う雇用保険料の合計額と一致していることから、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができない。

このほか、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。